

令和 5 年 8 月 28 日

第 25 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招 集 日 時 及 び 場 所

日 時 令和5年8月28日  
午後1時30分～午後3時12分  
場 所 出水市役所本庁 大会議室

## 出 欠 委 員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会 長 横 峯 均

1 番	大城 勝司	7 番	山口 安任	1 3 番	犬童 正成
2 番	樋口 修	8 番	小倉 幸夫	1 4 番	田下 勉
3 番	福本 悟	9 番	尾道 睦雄	1 5 番	福山 勝也
4 番	松元 浩文	1 0 番	大塚 雄二	1 6 番	久野 敏朗
5 番	大久保 友恵	1 1 番	(欠員)	1 7 番	外園 優
6 番	井町 和夫	1 2 番	花園 ハルエ	1 8 番	澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

2 0 番	時吉 大喜	2 5 番	岩元 慎太郎	2 9 番	吉田 直
2 1 番	田中 智彰	2 6 番	内木場 義友	3 0 番	山口 廣喜
2 2 番	中谷 國三	2 7 番	武宮 豊	3 1 番	坂元 敦信
2 3 番	澤田 みね子	2 8 番	外 雅夫	3 2 番	花田 初男
2 4 番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

#### 農地利用最適化推進委員

2 4 番	三原 仁	2 5 番	岩元 慎太郎	2 6 番	内木場 義友
-------	------	-------	--------	-------	--------

## そ の 他 出 席 者

戸崎、浦崎、倉本、大島、庵

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農用地利用集積計画について
議案第 3 号	農地中間管理権の取得について
議案第 4 号	農用地利用配分計画について
議案第 5 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6 号	非農地判断について

議長

暑い日が続いております、農作業等大変だろうと思います。

ただいまから第25回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は、農業委員全員の出席ですので、定足数に達しております。

推進委員の出席は10名で、24番〇〇委員、25番〇〇委員、26番〇〇〇委員から欠席届が提出されております。

議事録署名委員を指名いたします。2番〇〇委員、9番〇〇委員を指名いたします。

日程4

会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

（「異議なし。」と言う者あり。）

会期は本日1日限りといたします。

日程5

諸般の報告

総会後の業務報告等（会長報告、省略）

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

農地形質変更届について（事務局報告、省略）

議長        それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局        (資料に基づき説明)

議長        ○○委員、調査の結果報告をお願いいたします。

15番        15番○○です。

8月23日、○○委員、○○推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を御報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第8-1項から、第8-7項までを報告いたします。

所有権移転、第8-1項です。地籍図は、10ページの左側を御覧ください。

申請地は、出水中央高校から北へ、約300mのところですか。許可後は、カンショ、ジャガイモ、白菜等を自家栽培用に耕作されるとのことでした。

地籍図の○○○番の宅地を購入して居住をする予定ということですか。○○○番と今回申請のありました○○○番の畑、この間の三角の部分を5条申請により、駐車場として利用するというようになっております。居住開始後に耕作は開始されるようですが、現状はまだ、草が生い茂っている感じでした。多少手入れに時間はかかるかもしれませんが耕作は可能かと思えます。申請人との関係は他人です。

第8-2項です。地籍図は、10ページ右側を御覧ください。

申請地は、出水中央高校から西へ約450mのところですか。許可後は、ラン、野菜を耕作されるとのことでした。

隣の宅地にくっついたようにして2坪ほどのラン小屋が既に建っておりまして、これはそのまま利用してそのほかの部分で自家用の野菜畑として利用するということでした。現在は草むらでしたが、許可後整備するとのことですか。申請人との関係は親戚です。

第8-3項です。地籍図は11ページ左側を御覧ください。

申請地は、出水高校から西へ約150mのところにあります。許可後はカンショを耕作されるとのことでした。

地籍図の○○○○番という細い宅地が、道路68というのが県道になるんですがそちらから○○○○番の畑に入ってくる場所に私用道路のような格好になっておりました。

今現在は○○○○番の宅地が解体作業なのかリフォームなのか、何か作業中でしたので○○○○番の申請の畑は、作業用の車両の駐車場として利用されておりましたが、特段荒れている様子もなかったので、許可申請や作業等が終われば、すぐに耕作可能なようでした。

第8-4項ですが、地籍図は11ページ右側を御覧ください。

申請地は青年の家から南へ900mのところですか。許可後は水稲を耕作されるとのことでした。現在も水稲が生育中でした。

第8-5項ですが、地籍図は12ページ左側を御覧ください。

申請地は、天神交差点から西へ約750mのところにあります。許可後はスナップエンドウを耕作されるとのことですか。こちらはすぐにでも耕作できるような状態でした。

第8-6項、地籍図は12ページ右側になります。

申請地は、江内中学校から北東へ1.2kmのところにあります。

許可後は自家用のジャガイモ、果樹を耕作されるとのことですか。先般、宅地への転用が、

あった部分の残地になります。現在は、そのほかの部分の一部草むらなどもありましたけれども、住居建築や転居後に耕作される分には、大丈夫かなと、すぐに耕作できるような場所がほとんどでした。

第8-7項、地籍図は、13ページ左側になります。

申請地は、南方神社から北へ300mほどのところにあります。許可後は水稲を耕作されるということです。現在、水稲生育中でした。〇〇〇番と〇〇〇番〇が1枚になっておりまして、斜線部分は3枚になっていますけれども、2枚で耕作されているような恰好でした。以上、所有権移転、第8-1から第8-7項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして〇〇委員、お願いします。

16番 16番〇〇です。調査日等につきましては、先ほど報告ありましたので省略いたします。

議案第1号農地法第3条2項の規定による許可申請について、所有権移転、第8-8項から第8-14項までを報告いたします。

まず、第8-8項、地籍図が13ページの右側になります。

申請地は、上水流グラウンドから東へ700mほどのところにありまして、許可後はカンショを耕作されるというようなことです。現地は私の自宅のすぐ近くでありましていつも見ているところなんです、二、三年ほど前から不耕作の状態、今現在セイタカアワダチソウが大体1.5mの高さになっている状態です。

雑木等はない状態で、そういった雑草等を刈取りすれば、まだまだつくれる状態にあるというふうに思いました。若干その作業等がありますが、耕作については特に問題ないというふうに思います。申請人との関係は他人ということであります。

次に第8-9項、地籍図は14ページの左側になります。

申請地は、AZホテルから北東へ650mほどのところにありまして、許可後はカンショ、ブロッコリー、ネギ等を耕作されるというようなことです。14ページの左の地籍図ですが、申請地の斜線部分の下に斜めに線が通っておりますが、これが、国道3号線になります。3号線沿いというようなことで、申請地〇〇〇〇番の右隣に宅地〇〇〇〇番ありますが、ここに自宅がありまして既に解体をされている状態で、若干、建物が残っております。ちょうど当日は、後片づけ等をされておいて、この申請地の畑のほうで木なんかを燃やされている状態でした。雑草が若干ありましたが、特に問題がないような状況でした。申請人との関係は知人ということであります。

第8-10項及び第8-11項、地積図は14ページの右側と15ページの左側です。

申請地は、切通小学校から南西へ約150mのところにあります。次のページ、15ページの左側と譲受人が同一で、場所等も同じような場所ですので、14ページ右側、15ページの左側の地籍図で説明をいたします。この地籍図の左側、白くなっておりまして、これは海になります。そして堤防がありまして右側が水田で、ここを購入されるというようなことで、全体で1町歩を若干超えるような広い面積になるようです。現地はいわゆる耕作放棄地というような状況になっておりました。大きな木は四、五mほどの大木もあり、また、小さな木が数多くありました。また、竹等も生えている状態で、全体はカズラが全面を覆っているというような状況でありました。人が入れる状態ではありませんでした。これを農地に変えるということになりますと、やはり大きな重機が要りますし、またある程度の期間が必要

だなどいうふうに思います。事務局から譲受人のほうに、こういった手順を進めるんですかというようなことで問合せをしました。一応重機でこれを畑にするというようなことですが、業者に委託をして作業を進める計画だというようなことです。それと面積も広いですので作業人員等はどのようにふうに確保されていますかというようなことだったんですが、経営的なものについては今、法人設立を申し出たというようなことで、農作業の人員が常時3名はいると。また植付けなり、あるいは収穫等には、作物がタマネギということですので、若干人数も必要ですので、臨時的にはプラス3名雇うことができると、6人程度は可能だというようなことでした。かなり広いし荒れていますので、我々としては、耕作放棄地ですので、なるだけ農業ができる、作物ができる状態にさせていただければいいのかなというふうに思い、我々としては許可できるというふうに判断をいたしました。

次に、第8-12項及び第8-13項、地籍図は、15ページ右側と16ページ左側です。

申請地は、2筆ありますが、斜線部分です。この左側にある〇〇〇〇番〇〇、これが次のページの斜線部分です。12項と13項を合わせて3筆を購入されるということで、場所が、出水駅から北東へ2.8kmほどいった山の中で、ここも出水なのかなというふうなところでした。ミカンを耕作されるというようなことで、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇〇、これについてはもうミカンが植わっておりまして、そのまま使える状態というようなことです。〇〇〇〇番〇〇、これにつきましては、まだ雑木が植わっているあるいは木の根があるというようなことで、今後苗木を植えて整備をされるというようなことです。そういうことで特に今問題ということはないというふうに思いました。

最後に第8-14項、地籍図は16ページの右側です。

これにつきましては、説明もありましたように親子間の贈与による調査というようなことで、事務局のほうから、特に問題はないというようなことでありましたので、そういうふうに判断をいたしました。

以上所有権移転、第8-8項から第8-14項は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長

事務局並びに調査員の報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 続きます。議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

議長 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、審議結果の報告をお願いいたします。

16番 16番〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようでございます。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 続きます、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請第8-1項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番○○です。8月24日、○○委員と○○推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。46ページの左側の地籍図を御覧ください。

申請地は、高尾野町上水流、株式会社光心より北へ150mほどに位置し、現在不耕作の畑でございます。

申請面積は、建築条件付き土地1区画分の面積として、一体利用地を含め345㎡であり、妥当であると思われます。造成については20cm程度の盛土を行い、隣接地境界にはブロック等の土留め工事を行い、被害防除に努めるそうでございます。生活雑排水等は申請地の右側のほうに道路が通っておりましてそこに下水道が通っています。そこに繋げるということでございました。雨水のほうもそっちの道路のほうに側溝が通っておりまして、そこに流すということで、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続いて、第8-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番○○です。調査日等は先ほどと同じですので省略いたします。

地籍図は46ページ右側を御覧ください。

申請地は、高尾野町上水流、株式会社光心より北へ150mに位置した現在不耕作の畑でございます。

申請面積は資材置場の面積として、一体利用地を含め、276㎡であり妥当と思われます。造成については、10cm程度の盛土を行い、隣接地境界にはブロックを設置して土留め工事を行うということでございました。雨水については、道路より少し高くなりますので先ほどの右の道路に側溝がありますので、そちらのほうに流されるということでございました。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第8-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8-3項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番○○です。8月24日午前中、○○委員と○○推進委員、事務局で調査した結果を報告いたします。

地籍図は47ページ左側を御覧ください。

申請地は、下鯖町、米ノ津運動公園より南西へ200mほどに位置し、セイタカアワダチソウが生えている不耕作の畑です。境界には大きな雑木が植えており、隣の○○○番○には住宅が建設されておりました。

申請面積は、一般住宅1棟分の敷地面積として322㎡であり、妥当と思われます。造成

については、30cmほど盛土を行い、隣接地境界にはブロック塀を設置するそうです。生活雑排水は下水道へ、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第8-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第8-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします

3番 3番〇〇です。調査日時等については先ほど報告しましたので省略いたします。

地籍図は47ページ右側を御覧ください。

申請地は、米ノ津運動公園より200mほどに位置し、現在不耕作の畑です。第3項で説明した隣接地になります。譲受人は兄弟です。申請地は、一般住宅1棟分の敷地面積として322㎡であり、妥当と思われます。造成については20cm程度切土を行い整地し、不足分は盛土で補うということです。隣接地境界には、ブロック塀を設置するとのことでした。生活雑排水は下水道へ、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第8-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8-5項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番〇〇です。8月24日、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は48ページ左側になります。

申請地は、上知識町、コスモス八幡店より南へ100mぐらいに位置し、現在は不耕作の畑であります。

申請面積は、駐車場を建設する敷地面積として71㎡であり、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、土砂が流出しないように、隣接地境界には土留め工事をする予定ということで、雨水については、溜枡を設置し水路へ放流するということです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして第8-6項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第8-6項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いします。

14番 14番〇〇です。調査日については、〇〇委員より説明がありましたので省略します。

地籍図は、48ページ右側を御覧ください。

申請地は、上知識町、鹿島自治公民館より東へ300m程度のところにある不耕作の畑で

す。

申請面積は、隣接する宅地とあわせて、共同住宅1棟の敷地面積として、527㎡であり、妥当と思われます。造成については現状のまま、隣接地境界には新たに擁壁を設ける予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第6号、非農地判断についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号、非農地判断第8-1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

14番 14番〇〇です。地籍図のほうは51ページの左側を御覧ください。

申請地は、白木川内自治公民館から南東へ130mほどに位置し、現在は不耕作の畑なんですけど、この申請地のところには橋が架かっているんですけど、この橋が大雨で流されて、作付けができない状態となり、原野化していました。周囲の状況から見て、ここに橋をかけてまで作付けするのは困難で、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第8-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番〇〇です。

地籍図は51ページ右側です。

申請地は、白木川内自治公民館から南東へ130mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。第8-1項で説明した隣接地になります。申請理由も第8-1項で説明したとおりですので省略します。周囲の状況から見て、農地への復元は困難な状況です。

調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第8-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8-3項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

13番 13番〇〇です。

地籍図は52ページの左側です。

申請地は、上大川内、青椎自治公民館より、南西へ70mぐらいに位置し、現在は、不耕作の農地であります。

申請地は竹や雑木も繁茂しておりまして周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元というのは困難な状態でありました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第8-4項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8-4項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

6番 6番〇〇です。

24日午前中、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は53ページの左側になります。

申請地は、高尾野町江内、江内中学校より北東へ350mほどに位置し、不耕作の畑でございます。現場は申請地のほとんどが人家への通路として利用されておりまして、舗装され

ているような状態でありました。そしてまたその入口のところは下水管も通っておりまして、周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして第8－5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8－5項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番○○です。調査日時等は、○○委員から報告がありましたので、省略します。

申請地は、地籍図は53ページ右側を御覧ください。

申請地は、境町、国道3号線切通バス停より南東350mほどに位置し、不耕作の畑です。現場は広域農道により分断され、唐竹が密生し山林化しているところです。周囲の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 続きまして、第8－6項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8－6項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番○○です。

申請地は、武本、出水運動公園より北へ250mぐらいに位置し、不耕作の農地であります。申請地は山林化もしておりまして、周囲の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 その他について、事務局から何かございませんか。  
(その他)  
○令和5年度地区別農業委員会農地利用最適化推進会議の開催通知について(事務局説明 省略)  
○公務災害補償制度について(事務局説明 省略)  
○「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見について(事務局説明 省略)  
○令和5年度農業者年金加入推進活動計画について(事務局説明 省略)  
○農作業賃金等標準額に係る情報共有(10月の最低賃金改定)について(事務局説明 省略)

議長 その他、皆さん方から何かございませんか。  
4番 4番〇〇です。未相続の関係です。相続登記の申請の義務化になると聞いていますが、そのことについて、農家の方からいろいろ質問を受けることもあるかと思しますので、事務局のほうで、勉強会のようなものを開いていただけないでしょうか。

事務局 総会の後にでも何かしら事務局のほうで、そういう機会を設けさせていただければと考えております。

議長 それでは、その段取りで進めていただければと思います。  
ほかにごございませんか。ないようです。  
以上をもちまして、第25回出水市農業委員会定例総会の日程、全て終了いたします。どうもお疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印